

雇用保険失業給付受給権の延長に伴う誓約書

雇用保険の給付金は健康保険上収入とみなされ、雇用保険失業給付（※基本手当日額 3,612 円以上）を受給される期間は当組合の被扶養者として認定することが出来ません。雇用保険失業給付を受給延長される方は、下記にご署名をお願いいたします。

（※60 歳以上（障害のある方）は雇用保険失業給付（基本手当日額 5,000 円以上）

誓 約 内 容

兼松連合健康保険組合理事長 殿

健康保険の扶養申請にあたり、雇用保険失業給付を受給延長することおよび下記について誓約いたします。

ハローワークに「求職の申込」をし、「雇用保険失業給付の受給」をしたときは被扶養者の削除（減）の手続きを行います。

令和 年 月 日

申請する被扶養者の氏名 _____

【注意】

基本手当日額 3,612 円以上受給開始後、健保組合に「健康保険被扶養者異動（削除）届」の手続きを行わなかった（もしくは遅れた）場合は、受給開始日まで遡って被扶養者資格を削除し、その期間に当組合の保険証で受診された医療費については、被保険者の方に請求させていただきますのでご承知ください。

健康保険法の被扶養者の認定基準

60 歳未満 : 年収 1 3 0 万円未満（月額 108,334 円・日額 3,612 円未満）
60 歳以上（障害のある方）: 年収 1 8 0 万円未満（月額 150,000 円・日額 5,000 円未満）